令　和　８　年

議会運営委員会記録

令和８年８月２５日

和　光　市　議　会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時　　令和８年８月２５日（火曜日）
　　午前　９時３０分　開会　　午前１０時２１分　閉会

◇開催場所　　第２委員会室

◇出席委員

委員長	吉田武司議員	副委員長	伊藤妙子議員
委員	内田あや議員	委員	菅原　満議員
委員	鎌田泰春議員	議長	小嶋智子議員
副議長	待鳥美光議員		

◇欠席委員　　なし

◇出席説明員

市長	柴﨑光子	企画部長	加山卓司
総務部長	丸山洋司		
企画部審議監　兼　次長　兼　秘書広報課長			茂呂あかね
総務部次長兼 総務課長	野中大介		

◇事務局職員

議会事務局長	亀井義和	議事課長	金井宏之
議事課長補佐	大沢明子	主任	小林　巌

◇本日の会議に付した案件

特定事件１　次の議会の会期予定について
　　令和８年和光市議会９月定例会の会期日程等について
特定事件７　議会だよりの編集、作成について
特定事件９　その他議会運営に関することについて
　　令和８年度議員研修会について
　　議会報告会について

午前　９時３０分　開会

○吉田武司委員長　ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員外議員の発言は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴﨑市長。

○柴﨑市長　おはようございます。

本日は、令和８年９月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

今定例会につきましては、８月27日に開会すべく、20日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告１件、人事案件が１件、契約の締結が２件、専決処分の承認が１件、指定管理者の指定が２件、条例の廃止及び一部改正が５件、補正予算が５件、歳入歳出決算の認定等が７件の合計24件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長　市長は公務のため、退席します。

休憩します。（午前　９時３２分　休憩）

再開します。（午前　９時３３分　再開）

本日の案件は、特定事件１、次の議会の会期予定についてとして、令和８年和光市議会９月定例会の会期日程等について、特定事件７、議会だよりの編集、作成について、特定事件９、その他議会運営に関することについてとして、令和８年度議員研修会についてと議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件１、次の議会の会期予定についてとして、令和８年和光市議会９月定例会の会期日程等についてを議題といたします。

提出議案は報告１件、議案23件です。

提出議案の説明を願います。

丸山総務部長。

○丸山総務部長　それでは、９月定例会に提出する議案について、順次説明いたします。

初めに、報告第７号、令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

令和７年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財

政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

次に、議案第54号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の牧江利子氏の任期が令和８年９月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第55号、消防団車両購入契約の締結について説明いたします。

第２分団消防ポンプ車の購入については、埼玉消防機械株式会社中央支店と仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出するものです。

なお、本件の契約金額は2,557万5,000円です。

次に、議案第56号、和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について説明いたします。

和光市広沢複合施設整備・運営事業は、ＰＦＩ和光市広沢株式会社と平成31年４月５日に当初の事業契約を締結し、令和７年３月19日に、事業契約書で定める物価変動に採用する指標及び総合児童センターの維持管理運営に関する費用について、変更契約を締結しました。

このたび、事業契約書で定める事項に従い、物価変動に採用する指標が令和５年度を基準年度とする指標から３％以上変動したことに伴い、総合児童センター及び市民プールの維持管理運営等に関する費用を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出するものです。

なお、変更後の契約金額は、変更前の契約金額56億5,949万6,981円に１億1,548万7,182円増額し、57億7,498万4,163円となります。

次に、議案第57号、専決処分の承認を求めることについて、令和８年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第１号）について説明いたします。

令和８年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第１号）については、定期巡回サービス情報共有システムに関する損害賠償請求上告事件に係る訴訟業務の委託費用を増額したものです。

当該補正予算については、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものです。

次に、議案第58号、和光市新倉高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

高齢者が利用する当該施設につきましては、令和９年度から令和13年度までの管理を行わせる指定管理者として、ミアヘルサ株式会社を指定したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第59号、和光市介護老人保健福祉施設の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

高齢者が利用する当該施設につきましては、令和９年度から令和14年度までの管理を行わせ

る指定管理者として、社会福祉法人和光福祉会を指定したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第60号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、さきに専決処分を行った改正以外について、関連規定を整備したいので、地方税法及び地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第61号、和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードと在留カード等が一体化した特定在留カード等を利用して、多機能端末機により印鑑登録証明の申請を行うことができるようにするため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第62号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、削除された条文を引用している保育所等の利用者負担額及び学童クラブの利用料等に関する規定について、条ずれの修正等、所要の整備を行うため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第63号、和光市防災会議条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光市防災会議条例で定める防災会議委員の構成等について改正するため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第64号、和光市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を定めることについて説明いたします。

和光市勤労青少年ホームについて、利用実態の変化や施設の老朽化等に伴い、同施設を廃止したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第65号、令和８年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第３号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ26億1,298万2,000円を追加するものです。

初めに、歳出につきましては、物価高騰対応支援として、学校給食費に対する補助金を計上するほか、マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施するための各種システム改修に要する費用を計上するなどしております。

次に、歳入につきましては、学校給食費に対する補助金の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するほか、令和７年度決算の確定に伴い、前年度歳計剰余金を増額するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入超過額につきましては、財政調整基金及び特定目的基金に積み立てております。

次に、議案第66号、令和８年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億1,101万6,000円を追加するものです。

初めに、歳出につきましては、和光市納税サポートセンター運営業務委託において、入札差金が生じたことに伴う減額のほか、国民健康保険財政調整基金積立金の増額、令和７年度事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業費の確定に伴う一般会計繰出金の増額をしております。

次に、歳入につきましては、歳出の減額に伴い事務費繰入金を減額する一方、令和７年度決算額の確定に伴い、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第67号、令和８年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ432万7,000円を追加するものです。

初めに、歳出につきましては、令和７年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料等負担金を増額するほか、支払い対象者の増加による保険料還付金の増額、令和７年度預金利子の確定による一般会計繰出金の増額をしております。

次に、歳入につきましては、令和７年度決算額の確定に伴う前年度歳計剰余金の増額と、歳出における保険料還付金の増額に伴う埼玉県後期高齢者医療広域連合からの諸支出金を増額しております。

次に、議案第68号、令和８年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億6,724万3,000円を増額するものです。

初めに、歳出につきましては、成年後見市長申立件数の増加に伴い、任意事業費を増額するほか、令和７年度の保険給付費や地域支援事業費、低所得者軽減負担金等の実績が確定したことに伴い、国・県支払基金の負担金等の返還及び市の負担分となる一般会計繰出金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金等を増額するものです。

次に、歳入につきましては、任意事業費の増額のほか、令和７年度決算額が確定したことに伴い、国・県などにそれぞれ追加交付分を計上するほか、前年度歳計剰余金を増額補正するものです。

次に、議案第69号、令和８年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事

業特別会計補正予算（第１号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億4,238万9,000円を増額するものです。

初めに、歳出につきましては、区画整理事業費では、移転補償費において、移転物件の増加により増額補正をするものです。また、市債利子償還について、償還金の借入利率が確定したことから減額するものです。

次に、歳入につきましては、国庫支出金において、社会資本整備総合交付金の交付決定により、国庫支出金を増額するものです。また、繰入金においては、歳入歳出の増額に合わせて一般会計繰入金を減額するほか、繰越金においては、令和７年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものです。市債においては、公共事業等債の増額及び起債対象事業の変更により、地方道路等整備事業債を増額するものです。

次に、議案第70号、令和７年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号、令和７年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号、令和７年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号、令和７年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号、令和７年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上５議案については一括して説明いたします。

それぞれの議案につきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものです。

初めに、議案第70号、令和７年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の26ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額375億4,753万6,250円、歳出総額344億5,509万136円となり、前年度と比較して、歳入は10億8,466万5,459円、3.0％の増加、歳出は９億4,585万5,129円、2.8％の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は30億9,244万6,114円で、翌年度に繰り越すべき財源5,382万7,000円を控除しますと、実質収支額は30億3,861万9,114円で、前年度比較では１億8,008万1,180円の増加となっております。

次に、議案第71号、令和７年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

32ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額68億250万9,743円、歳出総額64億5,027万3,658円となり、前年度と比較して、歳入は3,276万281円、0.5％の増加、歳出は4,343万2,759円、0.7％の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は３億5,223万6,085円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では1,067万2,478円の減少となっております。

次に、議案第72号、令和７年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

36ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額10億9,563万6,154円、歳出総額10億9,530万8,495円となり、前年度と比較して、歳入は7,995万940円、7.9％の増加、歳出は8,049万4,311円、7.9％の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は32万7,659円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では54万3,371円の減少となっております。

次に、議案第73号、令和７年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

42ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額51億3,325万7,814円、歳出総額48億7,245万3,335円となり、前年度と比較して、歳入は9,905万5,619円、1.9％の減少、歳出は２億771万7,360円、4.1％の減少となっております。その結果、歳入歳出差引額は２億6,080万4,479円で、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となり、前年度比較では１億866万1,741円の増加となっております。

次に、議案第74号、令和７年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

46ページを御覧ください。

決算額は、歳入総額21億7,346万579円、歳出総額20億8,767万5,274円となり、前年度と比較して、歳入は10億791万7,288円、86.5％の増加、歳出は９億8,575万2,562円、89.5％の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は8,578万5,305円で、翌年度に繰り越すべき財源4,510万1,000円を控除しますと、実質収支額は4,068万4,305円で、前年度比較では22万6,726円の増加となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績につきましては、別冊の報告書のとおりでございます。

次に、議案第75号、令和７年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

地方公営企業法の規定により、令和７年度の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものです。

収益的収入及び支出では、収入決算額は17億1,635万5,862円、支出決算額は14億9,186万9,032円となっております。資本的収入及び支出では、収入決算額は２億293万450円、支出決算額は６億6,706万9,389円となっております。このため、当年度は１億6,623万3,699円の純利益となり、繰越利益剰余金と合わせた未処分利益剰余金は、１億9,052万9,307円となっております。

次に、地方公営企業法の規定に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとお

り処分することについては、未処分利益剰余金から１億1,893万6,123円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第76号、令和７年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定について説明いたします。

地方公営企業法の規定により、令和７年度の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものです。

収益的収入及び支出では、収入決算額は12億883万7,295円、支出決算額は11億2,128万6,243円となっております。資本的収入及び支出では、収入決算額は7,007万9,665円、支出決算額は３億9,243万2,888円となっております。このため、当年度は7,836万853円の純利益となり、繰越利益剰余金と合わせた未処分利益剰余金は、１億5,708万3,170円となっております。

議案の説明のほうは以上になります。

○吉田武司委員長　提出議案の説明は終了いたしました。

休憩します。（午前　９時５５分　休憩）

再開します。（午前　９時５６分　再開）

まず、議案の先議についてです。

報告第７号は、議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第54号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第57号は専決処分に係る案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第55号、第56号及び議案第58号から第76号までの議案、各会計及び事業決算は、各常任委員会に付託したいと思います。

なお、決算に係る総括質疑及び委員長報告に対する質疑は、先例により行わないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託表について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

伊藤副委員長。

〔副委員長　付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に提出されたものについて、陳情３件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

小嶋議長。

○小嶋智子議長　今回郵送で提出された陳情は、令和８年６月２日受理のインボイス制度を廃止するよう求める意見書を国に送付することを求めることに関する陳情及び同日受理の家族従業者の人権を守るために所得税法第56条の廃止を求めることに関する陳情、以上２件でございます。

○吉田武司委員長　ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長　付託表朗読－添付資料参照－〕

○伊藤妙子副委員長　申し訳ありません、先ほど予算決算常任委員会に付託された議案の朗読が漏れていましたので、読み上げます。

〔副委員長　付託表朗読－添付資料参照－〕

○吉田武司委員長　失礼しました。予算決算常任委員会及び陳情についてこのように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告は16人です。質問時間については、今期定例会は、再質問を含めて１人30分以内としたいと思います。

また、今回から議会改革として、質問方式を従来の方式と一問一答方式の選択制になりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告は、なかったことを報告いたします。

次に、会期について、会期は29日間とし、常任委員会を７日間で、第７日及び第22日に予算決算常任委員会を開催し、決算の議案がありますので、第８日、第９日、第12日、第13日、第14日の５日間で、予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会を同時開催としたいと思います。

また、一般質問は４日間とし、１日目から各日４人としたいと思います。

なお、８月28日、金曜日、31日、月曜日、９月１日、火曜日、16日、水曜日を調査休会、８月29日、土曜日、30日、日曜日、９月５日、土曜日、６日、日曜日、12日、土曜日、13日、日曜日、19日、土曜日から23日、水曜日を休日休会、18日、金曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、８月31日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、意見書（案）についてです。

公明党から、１件の意見書（案）が提出されています。意見書の概要について、提出会派より説明願います。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員　意見書（案）について朗読させていただきます。

自律型致死兵器システムの国際的規制強化を求める意見書（案）。

ＡＩ（人工知能）等を用い、人間の介在なしに標的を選択し攻撃を行う自律型致死兵器システムは、国際人道法の基本原則を根底から揺るがし、一般市民の生命及び尊厳を著しく脅かす重大な危険性を有している。

近年、ウクライナ・中東・アフリカ等における紛争において、国際人道法の原則が意図的に侵害される事例が増加している中、ＡＩ兵器の導入が進めば、武力行使の限界点が低下し、非人道的な暴力が常態化するおそれが極めて高い。

国際社会では、ＬＡＷＳの規制及び禁止を求める国が急速に増加し、国連総会では150か国以上が関連決議に賛成している。また、特定通常兵器使用禁止制限条約における政府専門家会合では、条約交渉開始を支持する国が42か国から70か国へと拡大している。本年11月には、ＣＣＷ運用検討会議が開催され、ＬＡＷＳ規制の国際的枠組みの方向性が最終的に議論される予定である。

我が国は、国連憲章及びジュネーブ諸条約の精神を重んじる平和国家として、国際人道法の理念を守るため、ＬＡＷＳ規制の国際的議論に積極的に参画する責務を負っている。

よって、本議会は、政府に対し、下記の事項を強く要請するものである。

記

一、人間を標的とする自律型致死兵器システムの全面禁止を国際規範として明確に支持すること。

一、ＬＡＷＳ規制に関する法的拘束力のある国際条約の交渉開始を支持すること。

一、有意の人間による制御を国際規制の基本原則として明確化すること。

一、ＡＩ兵器の開発・運用に関する透明性確保及び国際的情報共有の枠組み構築を主導すること。

一、国連総会及びＣＣＷ運用検討会議において、ＬＡＷＳ規制に関する市民社会・専門家の意見を積極的に取り入れること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

○吉田武司委員長　この意見書（案）の調整のため、９月２日、水曜日の議会運営委員会で協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、意見書については、予算決算常任委員会終了後に議会運営委員会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、意見書の調整が調った場合は、９月14日、月曜日、一般質問３日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書（案）の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、ポスターについては、議員で分担して市内掲示板に掲示しています。議会終了後は、掲示板から速やかに回収してくださるよう御留意願います。

以上で、令和８年和光市議会９月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件７、議会だよりの編集、作成についてです。

まず、11月１日発行予定の議会だよりNo.134について、議事課長から説明があります。

金井議事課長。

○金井議事課長　それでは、私のほうから説明させていただきます。

令和８年11月号の掲載内容としては、市議会だよりNo.134、令和８年11月の掲載内容について御説明いたします。

なお、内容は、昨年11月号の市議会だよりを参考にしております。

掲載内容は、令和７年度決算審査について、９月定例会の主な議案、８月５日開催、第５区議長会議員研修会の報告、市政に対する一般質問ダイジェスト、トピックスとして、総務環境常任委員会及び文教厚生常任委員会の行政視察報告、常任委員会の審査・議案等の採決結果、12月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介等を予定しております。

掲載内容の詳細は、９月定例会閉会日に開催されます第１回議会だより編集事前打合せで確定し、10月２日に開催されます第２回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、10月７日開催の議会運営委員会で確定する予定です。

○吉田武司委員長　議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。

議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件９、その他議会運営に関することについてとして、令和８年度議員研修会についてです。

７月９日の議会運営委員会で候補を３つに絞り、第１候補から提案会派において調整していただきました。

第１候補の公明党提案の自治体財政をテーマとした内容及び第２候補の新しい風・希望提案の不登校支援をテーマにした内容につきましては、講師の調整が調いませんでした。第３候補の松永議員提案の復興・防災をテーマとした宮城県南三陸町前町長、佐藤氏の講義の調整をしていただいたところ、令和９年１月20日、水曜日、午後の開催でお引き受けいただけるとのことですので、こちらの内容で今年度の議員研修会を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議会報告会についてです。

７月９日の議会運営委員会で、議会報告会は、「議場ｄｅこども議会」の内容で、令和８年11月１日、日曜日に行うことで決定しました。

今後の進め方ですが、各会派で実施要領案を提案していただき、内容を決定していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議会報告会については、実施要領案を提出していただくことでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

議会報告会については以上となります。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

９月２日、水曜日、予算決算常任委員会終了後、意見書（案）について、９月14日、月曜日、

本会議終了後、意見書（案）の確認について、９月17日、木曜日、予算決算常任委員会終了後、全員協議会（朝霞地区４市共用火葬場設置基本計画（素案）について）、９月24日、木曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ１回目、10月２日、金曜日、９時30分から議会だより編集事前打合せ（２回目）、10月７日、水曜日、９時30分から議会だよりの編集、作成について、10月14日、水曜日、９時30分から議会改革、10月20日、火曜日、９時30分から議会改革、11月25日、水曜日、９時30分から特定事件１、次の議会の会期予定についてとして、令和８年和光市議会12月定例会の会期日程等について、特定事件７、議会だよりの編集、作成について、以上となります。御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の案件は全て終了しました。

次に、その他として、議長から発言を求められています。

小嶋議長。

○小嶋智子議長　８月27日の開会日に、令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨により犠牲となられた方に哀悼の意を表したいと思います。黙禱・起立は行わず、私から哀悼の意を述べる予定ですので、御承知おきください。

○吉田武司委員長　ただいま議長から発言がありました件は、御承知おきください。

その他、委員の皆様から何かございますか。

金井議事課長。

○金井議事課長　私のほうから、和光市議会議員の通称名等の使用に関する規程についてお知らせをしたいと思います。

お配りした資料は２つあります。

まず初めに、横向きで印刷してある資料を御覧ください。各会派から集約した意見をコンプラのほうでも確認していただき、まとめた改正案を、一番右の再提案に記載しております。

もう一つの資料は、新たに修正案ということで、新しい風・希望から、赤文字の部分を追加したほうがいいのではないかという案が出ていますので、その辺の御協議をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上になります。

○吉田武司委員長　ただいま金井議事課長から発言がありました件は、各会派にお持ち帰りいただき、10月14日の議会運営委員会で協議することにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前１０時２１分　閉会

和光市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに署名する。

委　員　長　　吉　田　武　司